

フォレスト指定短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長命荘が開設する、特別養護老人ホームフォレストホーム（以下「老人短期入所事業フォレストホーム」という。）において行われる指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護を含む。以下同じ。)（以下「ショートステイ」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、老人短期入所事業フォレストホームの従業者（以下「職員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 老人短期入所事業フォレストホームの職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るべく援助を行う。

(事業の名称等)

第3条 ショートステイを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームフォレストホーム
- (2) 所在地 奈良県生駒市北田原町2 4 2 9 番地の4
特別養護老人ホームフォレストホーム同一敷地内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 老人短期入所事業フォレストホームに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、老人短期入所事業フォレストホームに勤務する職員の管理及び老人短期入所事業フォレストホームの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。但し、老人短期入所事業フォレストホームの管理上支障がない場合は同一敷地内にある他の事業所の管理者と兼務することがある。
- (2) 医師 1名以上（嘱託）特別養護老人ホームフォレストホームと兼務
利用者及び職員の医学的健康管理及び診察等の処置を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上（常勤）特別養護老人ホームフォレストホームと兼務
ショートステイの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握とショートステイサービス計画、ショートステイサービス報告書等の作成及び家族との連絡調整をする。
- (4) 介護職員又は看護職員
特別養護老人ホームフォレストホーム及び短期入所生活介護フォレストホームの前年度の1日当たりの平均利用者数を3で除し、小数点以下を切り上げた人数（常勤換算法）以上を特別養護老人ホームフォレストホーム及び老人短期入所生活介護フォレストホームの兼務職員とする。
 - (イ) 介護職員（1名以上を常勤の介護責任者とする。）
介護職員及び看護職員の総数（常勤換算）から看護職員（常勤換算）の数を減じた人数とし、ショートステイサービス計画に基づいて介護サービスの提供を行う。
 - (ロ) 看護職員（1名を常勤の看護責任者とする。）
常勤換算法で3名以上とし、ショートステイ利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名（常勤）（看護職員が兼務することがある。）
利用者の日常生活上の機能訓練を行う。

- (6) 管理栄養士または栄養士 1 名（常勤）特別養護老人ホームフォレストホームと兼務
利用者の嗜好と栄養に合致し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資するための献立の作成及び給食の指導業務。
- (7) 調理員 当該ショートステイの実状に応じた員数
当該ショートステイ、特別養護老人ホームフォレストホームと兼務
利用者の食生活の維持向上を図るための給食調理全般の業務。
- (8) 事務職員 1 名以上（常勤換算とし内 1 名は常勤）同一敷地内にある他の居宅サービス事業の事務と兼務
必要な事務を行う。
- (9) その他職員（宿直員等）必要人数（常勤又は非常勤）
宿直等の業務を行う。

（ショートステイの利用定員）

第 5 条 特別養護老人ホームフォレストホームに併設する老人短期入所事業フォレストホーム（以下この条において「併設ショートステイ」という。）の利用定員は 16 人とする。但し、特別養護老人ホームフォレストホームの空床を利用してショートステイを実施する場合は、併設ショートステイの利用定員とは別に、特別養護老人ホームの入所者と合算して 74 名以内とする。

（ショートステイの業務内容）

第 6 条 ショートステイの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練等）
- (3) 介護サービス（移動、排泄、入浴の介助、見守り、レクリエーション、食事等のサービス）
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎サービス

（利用料等）

第 7 条 ショートステイサービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該ショートステイサービスが法定代理受領であるときは利用者の負担割合に応じた額とする。但し、次の各号に掲げるものは利用者に負担を求める。

- (1) 送迎に要する費用（通常の送迎の実施地域外の場合）
実費（別途料金表で定める額）とする。
- (2) 食費 別途料金表で定める額とする。但し、低所得者については、1 日について、厚生労働大臣が定める負担限度額または実際の利用額の低い額とする。
- (3) 滞在費 別途料金表で定める額とする。但し、低所得者については、厚生労働大臣が定める負担限度額とする。
- (4) 個室料 別途料金表で定める額とする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ショートステイにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

2 キャンセル料

- (1) 利用者は、利用開始前にキャンセルする場合は、利用開始日前日の午前 11 時まで
に通知したときは、キャンセル料の負担をしない。
- (2) 前号の期間を過ぎてキャンセルした場合は、キャンセル料として、ショートステイ事業者は、予約された居室の居室料の予約日数分を利用者に請求することがある。但し、キャンセル料対象は 1 ヶ月あたり 15 日を限度とする。

- 3 ショートステイ事業者は、サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の見迎の実施地域)

第8条 通常の見業の実施地域は、次のとおりとする。

生駒市(あすか台、あすか野、生駒台、上町、上町台、北田原町、北大和、喜里が丘、小明町、桜ヶ丘、鹿ノ台、鹿畑町、白庭台、新生駒台、高山町、俵口町、辻町、西白庭台、西松ヶ丘、ひかりが丘、東松ヶ丘、松美台、真弓、真弓南、美鹿の台、南田原町の区域)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 ショートステイの利用にあたっての留意点は、次のとおりとする。

- 1 ショートステイは利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 2 ショートステイを行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとする。
- 3 職員は、ショートステイの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 ショートステイ事業者は、自らその提供するショートステイの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 ショートステイの事業者は、定期的に利用される利用者及び利用期間等が利用される2週間前までに判明している利用者については、緊急に利用される場合を除き利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ショートステイの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したショートステイ計画を作成するものとする。但し、緊急利用の場合といえども相当期間継続して利用される場合においては、ショートステイ計画を作成するものとする。
- 6 ショートステイの事業者は、ショートステイ計画の作成にあたり、それぞれの利用者に応じたショートステイ計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 7 ショートステイ計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 8 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 9 ショートステイ事業者は、継続した利用期間に1回以上及び1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をするものとする。
- 10 ショートステイ事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 11 ショートステイ事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 12 ショートステイ事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- 13 ショートステイ事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 14 ショートステイ事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ショートステイの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 15 利用者の食事は栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

- 16 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。
- 17 ショートステイ事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。
- 18 老人短期入所事業フォレストホームの医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- 19 老人短期入所事業フォレストホームの医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。但し、健康手帳を有しない者については、この限りではない。
- 20 ショートステイ事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 21 ショートステイ事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 22 ショートステイ事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
- 23 サービスの利用にあたって、利用者が留意すべき事項は次のとおりとする。
 - ① ショートステイの利用開始前において、発熱等体調不良の場合、ショートステイの中止を求めることがある。
 - ② ショートステイの利用に際して、利用者又はその家族は居宅における心身の状況等をショートステイの担当職員に連絡することとする。
 - ③ 利用者が感染症に感染している場合、ショートステイの利用の中止を求めることがある。但し、主治医が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 危険物の持ち込みは禁止する。
 - ⑤ 老人短期入所事業フォレストホームの秩序・風紀を乱し、安全衛生を害する利用者及びケンカ・口論・乱暴行為等他人に迷惑を及ぼすような利用者については、ショートステイの利用の中止又は停止を求めることがある。但し、その原因が認知症又は精神障害にあるときは専門医とその対応について協議する。
 - ⑥ 利用者が故意又は過失により老人短期入所事業フォレストホームの設備又は備品に損害を与えた時は、その損失補償を利用者又はその家族等に求めることがある。

(身体拘束の廃止)

- 第10条 ショートステイ事業者は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 ショートステイ事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 3 身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。
 - 4 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

(虐待の防止)

- 第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの事項を適切に実施するための担当者とする。
- (1) ショートステイ事業者では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
 - (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待

等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。尚、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。

- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

(緊急時の対応)

第12条 ショートステイ職員は、現にショートステイの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な処置を講ずるものとする。

(非常災害時における対策)

第13条 ショートステイ事業者は、非常災害時に備えて、防災、避難に関する計画を立てるとともに、非常災害時においては、離床者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害に備え、避難・救出その他必要な訓練を年2回以上実施する。
- 3 非常災害に備え、消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検を行う。
- 4 上記に定める事項のほか、非常災害対策に関する事項は、管理者が定める。

(職場におけるハラスメント)

第14条 ショートステイ事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 ショートステイ事業者は、利用者に対する処遇に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、ショートステイ職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回
- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長命荘理事長が定める。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

(第5条は 平成12年11月1日から適用する。)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(第7条は 平成17年10月1日から適用する。)

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

(改正部分 第1条、第4条(4)(6)、第7条(3))

この規程は、平成20年 6月1日から施行する。

(改正部分 第7条2(1)(2) 3)

この規程は、平成21年 5月1日から施行する。

(改正部分 第7条(2)(4)(5))

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

(改正部分 第4条(2)、(3)、(4)の(イ)(ロ)、(5)、(8)、(9)追加

第7条(1)、第8条(1)、(2))

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

(改正部分 第7条(1)、(2)、(3)、(4)、第8条)

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

(改正部分 第7条1項、1項(3))

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

(改正部分 第7条1項)

この規程は、令和 2年 2月1日から施行する。

(改正部分 第1条、第3条(1))

この規程は、令和 5年 1月1日から施行する。

(改正部分 第7条(1)、(2)、(3)、(4)、第8条、第10条、第11条、第13条、
第14条、第15条、該当条文繰下げ。)